

## 災害対応用ドローン(無人航空機)について

福島消防署では災害対応用ドローン（無人航空機）を令和6年5月から運用開始致しました。

- 災害時、上空からの情報収集、遭難者の捜索活動などで活用します。  
また、カメラの熱画像装置を使用し建物火災や林野火災での延焼状況や残火状況の確認などにも活用します。
- 操縦者は、3名1隊で構成され、計6名を養成しました。
- 操縦者養成には10時間の飛行訓練が必須で国土交通省に届出を提出し許可、承認が必要です。
- 許可、承認後も毎月の飛行訓練が必須になります。  
訓練場所は新緑公園野球場、森林公園、福島消防署敷地内などで、飛行訓練を実施します。
- 飛行訓練は、ドローン本体の機体操縦訓練、ドローンに接続されているカメラの操作訓練を実施します。



町民の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、  
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先

福島消防署 防災係 ☎47-2119